

聞こえの程度と障害等級

聴力レベル (デシベル)	聴覚障害	聞こえの特徴	身体障害手帳 等級	世界保健機関（WHO）の規定
0 ~ 10	正常聴力			
20	正常聴力			26~40dB Slight Impairment
30				医師との相談 補聴器使用
40	中等度難聴			41~60dB Moderate Impairment
50		普通の会話が聞きづらい		補聴器の常時使用
60		大きな声での会話も聞きづらい		61~80dB Severe Impairment
70	高度難聴	会話者が40cm以上離れると話が理解できない	6級 (1)両耳平均聴力70dB以上 (2)一側耳90dB以上・他側耳50dB以上	補聴器の常時使用 手話・読話の習得
80		耳元で話されても話が完全にはわからない	4級 (1)両耳80dB以上 (2)両耳による普通話声の最良語音明瞭度が50%以下	81dB以上 Profound Impairment
90		耳元で大声を出しても理解が難しい	3級 両耳90dB以上	
100	重度難聴		2級 両耳100dB以上 (両耳全ろう)	補聴器効果が制限的 手話・読話必須
110		日常会話ほぼ不可能、大声以外で反応難しい		
120				

出典：東京都資料、厚生労働省資料をもとに大門実紀史事務所作成

2025年11月20日 参議院内閣委員会提出資料① 日本共産党 大門実紀史

身体障害者福祉法における聴覚障害の定義と労働基準法における聴覚障害等級との比較

級	身体障害者福祉法における聴覚障害程度等級表 標準純音聴力検査による場合		級	労働基準法施行規則による聴覚障害等級	労働能力喪失率
	聴取距離による場合				
2	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの	両耳全ろう	4	両耳を全く聾した者	92%以上
3	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの	耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの			
4	両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの	耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの	6	両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの、または一耳を全く聾し他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では尋常の話声を解することができない程度になったもの	67%以上
6	両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	40cm以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの	7	両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では尋常の話声を解することができない程度になったもの、または一耳を全く聾し他耳の聴力が一メートル以上の距離では尋常の話声を解することができない程度になったもの	56%以上
			9	両耳の聴力が1m以上の距離では尋常の話声を解することができない程度になったもの 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり他耳の聴力が1m以上の距離では尋常の話声を解することが困難である程度になったもの 一耳を全く聾したもの	35%以上

2025年11月20日参議院内閣委員会 日本共産党大門実紀史提出資料②

出典：全難聴（一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会）機関誌「難聴者の明日」NO165号掲載資料をもとに大門実紀史事務所作成（傍線を追加）

都区市町村内の高齢者に対する補聴器等の支給について（2014年度～2024年度）

補聴器助成																
区市町村	事業名	対象者年齢 (※)	対象者(その他の要件)	本人負担	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込)	
1 千代田区	千代田区難聴者補聴器購入費助成	65歳以上 (全年齢対象)	本人所得が区の基準所得以下で、医師により必要と認められた者 ※18歳未満は所得要件なし	18歳以上は区助成額(補聴器購入費の9割、上限50000円)を超えた額 18歳未満は区助成額(補聴器購入費の10割、上限50000円)を超えた額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2 中央区	中央区高齢者補聴器購入費用助成事業	65歳以上	本人所得が区の基準所得以下で、医師により必要と認められた者	区助成額(35,000円)を超えた額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3 港区	港区高齢者補聴器購入費助成事業	60歳以上	医師により必要と認められた者	住民税非課税者は区助成額(137,000円)を超えた額 住民税課税の方は区助成額(68,500円)を超えた額	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	
4 新宿区	新宿区補聴器支給事業	70歳以上	医師により必要と認められた者	2,000円(現物支給) 生活保護受給者等:免除	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
5 文京区	文京区高齢者補聴器購入費用助成事業	65歳以上	住民税非課税で、医師により必要と認められた者	区助成額(25,000円)を超えた額	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	
6 台東区	台東区聞こえの改善機器購入費助成事業	65歳以上	医師により必要と認められた者	住民税非課税者は区助成額(144,900円)を超えた額 住民税課税の方は区助成額(72,450円)を超えた額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	
7 墨田区	墨田区高齢者補聴器購入費助成事業	65歳以上	住民税非課税で、医師により必要と認められた者	区助成額(35,000円)を超えた額	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
8 江東区	江東区高齢者補聴器支給等事業	65歳以上	本人所得が区の基準所得以下で、医師により必要と認められた者	現物支給または、区助成額(30,000円)を超えた額	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
9 品川区	品川区高齢者補聴器購入費助成事業	65歳以上	医師により必要と認められた者	区助成額(35,000円)を超えた額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	
10 目黒区	目黒区高齢者補聴器購入費助成事業	65歳以上	住民税非課税で、医師により必要と認められた者	区助成額(50,000円)を超えた額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	
11 大田区	大田区高齢者補聴器購入費助成事業	65歳以上	住民税非課税世帯で、医師により必要と認められた者	区助成額(35,000円)を超えた額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
12 世田谷区	世田谷区高齢者補聴器購入費助成事業	65歳以上 (18歳以上)	住民税非課税世帯で、医師により必要と認められた者 ※18歳～64歳以下は別事業にて補助実施	区助成額(50,000円)を超えた額 ※18歳～64歳以下は別事業にて補助実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	
13 渋谷区	渋谷区高齢者補聴器購入費助成事業	65歳以上	住民税非課税または合計所得135万以下で、医師により必要と認められた者	区助成額(45,000円)を超えた額	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	
14 中野区	中野区高齢者補聴器購入費助成事業	65歳以上	合計所得所得350万未満	区助成額(1台45000円、両耳2台分90,000円)を超えた額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	
15 杉並区	杉並区高齢者補聴器購入費助成事業	65歳以上	医師により必要と認められた者	住民税非課税者世帯は区助成額(補聴器購入費の1/3、上限48,300円)を超えた額 住民税課税世帯の方は区助成額(補聴器購入費の1/3、上限24,200円)を超えた額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	
16 豊島区	豊島区高齢者補聴器購入費助成事業	65歳以上	医師により必要と認められた者	住民税非課税者は区助成額(50,000円)を超えた額 住民税課税の方は区助成額(20,000円)を超えた額	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	
17 北区	北区高齢者補聴器購入費用助成事業	65歳以上	住民税非課税または住民税均等割のみ課税で、医師により必要と認められた者	区助成額(70,000円)を超えた額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	
18 荒川区	荒川区高齢者補聴器購入費助成事業	65歳以上	医師により必要と認められた者	区助成額(72,450円)を超えた額	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	
19 板橋区	板橋区高齢者補聴器購入費助成事業	65歳以上	住民税非課税世帯で、医師により必要と認められた者	区助成額(50,000円)を超えた額	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	
20 練馬区	練馬区高齢者補聴器購入費用助成事業	65歳以上	医師により必要と認められた者	住民税非課税者は区助成額(72,000円)を超えた額 住民税課税の方は区助成額(36,000円)を超えた額	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	
21 足立区	足立区高齢者補聴器購入費用助成事業	65歳以上	医師により必要と認められた者	区助成額(50,000円)を超えた額	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	
22 葛飾区	葛飾区補聴器購入費用助成事業	65歳以上	住民税非課税世帯で、医師により必要と認められた者	区助成額(35,000円)を超えた額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
23 江戸川区	江戸川区熟年者補聴器購入資金助成事業	65歳以上	住民税非課税で、医師により必要と認められた者	区助成額(35,000円)を超えた額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
24 立川市	立川市補聴器購入費助成事業	65歳以上 (18歳以上)	合計所得210万未満で、医師により必要と認められた者	市助成額(40,000円)を超えた額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	
25 武蔵野市	武蔵野市高齢者補聴器購入費補助金交付事	65歳以上	合計所得210万未満で、医師により必要と認められた者	市助成額(50,000円)を超えた額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	
26 三鷹市	三鷹市補聴器購入費助成事業	65歳以上 (18歳以上)	合計所得210万円未満で、医師により必要と認められた者	市助成額(40,000円)を超えた額	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	
27 青梅市	青梅市高齢者補聴器購入費助成事業	65歳以上	住民税非課税で、医師により必要と認められた者	市助成額(40,000円)を超えた額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	
28 府中市	府中市高齢者補聴器購入費助成金	65歳以上	合計所得210万円未満で、医師により必要と認められた者	市助成額(40,000円)を超えた額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	
29 昭島市	昭島市高齢者補聴器購入費助成事業	65歳以上	合計所得210万円未満で、医師により必要と認められた者	市助成額(40,000円)を超えた額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	
30 調布市	調布市中等度難聴者補聴器購入費助成事業	65歳以上 (18歳以上)	住民税非課税世帯で、医師により必要と認められた者	市助成額(40,000円)を超えた額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	
31 小金井市	小金井市高齢者補聴器購入費助成事業	65歳以上	住民税非課税で、医師により必要と認められた者	市助成額(30,000円)を超えた額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	
32 小平市	小平市高齢者補聴器購入費補助事業	65歳以上	住民税非課税で、医師により必要と認められた者	市助成額(40,000円)を超えた額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	
33 日野市	日野市高齢者補聴器購入費助成金事業	65歳以上	住民税非課税もしくは合計所得135万円以下で、医師により必要と認められた者	市助成額(35,000円)を超えた額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	
34 狛江市	狛江市中等度難聴者補聴器購入費助成金交付事	65歳以上 (18歳以上)	住民税非課税もしくは合計所得210万円未満で、医師により必要と認められた者	市助成額(40,000円)を超えた額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	
35 利島村	利島村高齢者補聴器購入費用助成事業	65歳以上	医師により必要と認められた者	村助成額(50,000円)を超えた額	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	
36 三宅村	三宅村高齢者補聴器購入費助成事業	65歳以上	住民税非課税で、医師により必要と認められた者	村助成額(25,000円)を超えた額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	

* 高齢者以外も対象とした補聴器助成を実施している場合はカッコ書きで記載(中等度難聴児への補聴器助成は除く)

* 対象年齢等の条件については令和6年11月時点

※「○」…区市町村が独自(単独)で実施する事業
※「◎」…高齢社会对策区市町村包括補助事業(R6年度以降は高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業)で実施する事業
※「-」…事業なし

出典：東京都資料より作成

2024年度 国への東京都の予算要求より、補聴器補助について

高齢者施策の推進（最重点・重点・一般）

1.1 介護予防・フレイル予防の推進（一般）

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 福祉局)

介護予防・フレイル予防の推進のため、更なる調査研究を進め、地域において多様な主体の取組が進むよう普及啓発などの方策を講じるとともに、加齢性難聴に関する調査研究の結果を踏まえ、公的補助制度の創設など、補聴器等の普及を推進するための方策を講じること。

<現状・課題>

介護予防・フレイル予防について、国において介護予防・日常生活支援総合事業の制度を設けるほか、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の交付により取組を推進している。また、介護予防・フレイル予防の手法の開発等に向けた調査研究を実施するほか、国民向け普及啓発を実施している。

介護予防・フレイル予防は健康寿命延伸につながるほか、認知症予防にも資するとされていることから、手法の開発等に向け、更なる調査研究の推進が必要である。一方で、介護予防やフレイル予防に関する普及啓発について、国に加え都や区市町村においても実施しているものの、通いの場の参加率が全国平均で 6.2 %にとどまっており、地域において多様な主体の取組を進め、コロナ禍で低下した通いの場の参加率を引き上げるために、更なる普及啓発が必要である。

また、加齢に伴う難聴について、コミュニケーション障害、社会活動の減少から、抑うつ、意欲低下、認知機能低下、脳萎縮、フレイルや転倒、日常生活動作低下に関与することが指摘されているほか、難聴は認知症の危険因子であり、補聴器装用によって認知機能の低下を抑制できるとの調査結果があり、国においても調査研究が進められていることから、今後、難聴の高齢者への補聴器等の普及が求められる。

一方、国において、補聴器装用効果が最も高いとされている軽度・中等度難聴の高齢者に対する補聴器購入等に係る助成は行われていない。

<具体的要求内容>

(1) 介護予防・フレイル予防推進のため、更なる調査研究を進め、地域において多様な主体の取組が進むよう普及啓発などの方策を講じること。

(2) 加齢性難聴に関する調査研究の結果を踏まえ、公的補助制度の創設など、補聴器等の普及を推進するための方策を講じること。